

山形市宿泊税に係るQ&A

令和8年9月現在
山形市

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

【目 次】

No.	質 問	頁
	01 制度概要	
001	Q1 宿泊税とは、どのような税金ですか。	1
002	Q2 法定外目的税について教えてください。	1
003	Q3 なぜ、宿泊税を導入するのでしょうか。	1
004	Q4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	1
005	Q5 観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか。	1
006	Q6 山形市民が山形市内で宿泊する場合も課税対象となりますか。	1
007	Q7 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。	1
008	Q8 幼児や子供にも、宿泊税は課税されますか。	1
009	Q9 外国人観光客も課税対象となりますか。	1
010	Q10 宿泊税条例の施行はいつですか（いつから導入されますか）。	2
011	Q11 宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。	2
012	Q12 宿泊税条例の施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。	2
013	Q13 宿泊税の税額はいくらですか。	2
014	Q14 税率の設定根拠を教えてください。	2
015	Q15 税率や課税条件が変更されることはないのですか。	2
016	Q16 宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えていますか。	2
017	Q17 宿泊税は用途はどのように決まるのですか。	2
018	Q18 宿泊税の用途について公表はされますか。	2

No.	質 問		頁
	02 課税対象		
019	Q1	どのような施設での宿泊が課税対象となりますか。	3
020	Q2	課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。	3
021	Q3	「宿泊日」の定義について教えてください。	3
022	Q4	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取り扱いを教えてください。	3
023	Q5	客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）場合の取り扱いを教えてください。	3
024	Q6	日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。（宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等）	4
025	Q7	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。	4
026	Q8	子どもの宿泊料は徴収せず「施設利用料」として定額を徴収する場合、課税対象となりますか。	4
027	Q9	未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しています。この場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。	4
028	Q10	子ども向けに布団の貸出をしています。「幼児料金」との掲載が、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。	5
029	Q11	シーツ代のみ料金を徴収する場合でも課税対象となりますか。	5
030	Q12	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所での宿泊は課税対象ですか。	5
031	Q13	避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。	5
032	Q14	キャンセルがあった場合の取扱いはどうなりますか。	5
033	Q15	事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金が必要です。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金が必要です。	6
034	Q16	合宿所を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのでしょうか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。	6
035	Q17	事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）、宿泊税は課税されますか。	6
036	Q18	レイトチェックイン、レイトチェックアウトの場合は課税対象となりますか（事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合）	6
037	Q19	個人で民泊を営んでいる場合も課税対象ですか。	6

No.	質 問		頁
038	Q20	農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。	7
039	Q21	長期滞在（2～3ヶ月）の場合も宿泊税は課税されますか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合についても教えてください。	7
040	Q22	マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。	7
041	Q23	下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。	7
042	Q24	公営施設の場合、または宿泊施設が宿泊料金を免除している場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。	7
043	Q25	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。	7
044	Q26	自社向けの研修施設ですが、宿泊税の課税対象となりますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。	8
045	Q27	グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はあります。	8
046	Q28	従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。	8
047	Q29	事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。	8
048	Q30	客室を会議室やオフィスとして利用する場合があり、料金の明細は「会議使用料」となっています。寝具は置いてあり、使用できる状態です。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。	8
049	Q31	団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。	8
050	Q32	実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合は課税対象ですか。	8
051	Q33	グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料となりますが、会員プログラムを運営する本部から一定額が償還されます。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。	8
052	Q34	レジャーホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。	9
053	Q35	インターネットカフェも課税対象となりますか。	9
054	Q36	カプセルホテルでの宿泊は課税対象ですか。	9
055	Q37	サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。	9
056	Q38	R Vパークの運営をしているが、宿泊税の課税対象となりますか。	9
057	Q39	旅館業の営業許可を受けている葬儀場において通夜の際に遺族が宿泊する場合がありますが、この場合も宿泊税の課税対象ですか。	9
058	Q40	ペットの宿泊は課税対象となりますか。	9
059	Q41	保護犬の世話をする非営利団体です。犬連れの宿泊施設を併設しており、宿泊者には保護経費の賛同金として説明して、低廉な宿泊料を徴収していますが、宿泊税の課税対象となりますか。	9

No.	質 問		頁
	03 宿泊料金		
060	Q1	宿泊料金の定義を教えてください。	10
061	Q2	宿泊料金に含まれる（含まれない）ものの具体例を教えてください。	10
062	Q3	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	10
063	Q4	食事付きその他各種プランにおける宿泊料金について、どのように取り扱えばいいですか。	10
064	Q5	食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。	10
065	Q6	無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。	11
066	Q7	外食の食事代込みプランで、宿泊者から宿泊施設に支払われた食事代相当額を、宿泊施設から外部の飲食店に対してそのまま支払う場合は、その支払い分を食事代として除外してよいですか。	11
067	Q8	いわゆるオーベルジュ（宿泊施設を備えたレストラン）等では、飲食の対価が宿泊そのものの対価を大幅に上回って設定されている場合もありますが、このような場合であっても飲食の対価を除いた金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	11
068	Q9	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。	11
069	Q10	宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。	11
070	Q11	サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。	12
071	Q12	宿泊料金の算出方法を教えてください。	12
072	Q13	1人、1部屋又は1棟当たりごとや複数人の宿泊に係る宿泊料金（宿泊税）の算定方法をそれぞれ教えてください。	12
073	Q14	コテージで1棟当たりの料金と併せて、入場料として大人・子どもで料金を徴収している場合、入場料を含めて宿泊料金を算定することになりますか。	13
074	Q15	5名定員の部屋で、2名までは2万円、1人増えるごとに5,000円を加算する料金プランになっています。この場合、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割った金額を宿泊料金とするのでしょうか。それとも、増えた人数分の宿泊税は徴収しないということになるのでしょうか。	13
075	Q16	宿泊料金は「1室」「1棟」に対してご負担いただくため、実際の宿泊人数は把握していませんが、把握する必要はありますか。	14
076	Q17	エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金の計算方法について教えてください。	14

No.	質 問		頁
077	Q18	2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取扱いはどうなりますか。	14
078	Q19	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は宿泊税は課税されますか。	14
079	Q20	利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。	15
080	Q21	Q U Oカード付宿泊プランの場合、Q U Oカードに係る料金は宿泊料金に含まれますか。	15
081	Q22	宿泊契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	15
082	Q23	休憩その他これに類する利用に係る契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	15
083	Q24	外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。	15
084	Q25	宿泊時のトラブルにより、宿泊料金を一部返金した場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	15
085	Q26	無料宿泊券を利用する場合も課税対象となりますか。	15
086	Q27	宿泊料金の割引・優待等があった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。	15
087	Q28	親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。	16
088	Q29	宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。	16
089	Q30	宿泊予約サイト（OTA）が発行するクーポンの利用により宿泊料金の割引があった場合の取扱いはどうなりますか。	16
090	Q31	請求した宿泊料金の一部がポイント等として宿泊者に還元されますが、その金額分を控除した金額が宿泊料金となるのでしょうか。	16
091	Q32	宿泊券等を発行する際に宿泊税相当額を含めてよいですか。	16
092	Q33	株主優待の特典割引として、宿泊税を含んだ額を割引額としてよいですか。	16
093	Q34	業務利用という名目で宿泊料金の値引きを行う場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	16
094	Q35	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	16
095	Q36	連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。	17
096	Q37	長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。	17
097	Q38	自治体等による補助金により宿泊料金の割引を行った場合、自治体が実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合の課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。	17

No.	質 問		頁
	04 課税免除		
098	Q1	修学旅行その他学校行事等は課税対象ですか。	18
099	Q2	課税免除の対象となる「その他の行事」とはどのようなものですか	18
100	Q3	学校行事等で山形市少年自然の家に宿泊する場合は、宿泊税がかかりますか。	18
101	Q4	教育活動として宿泊する場合の課税免除について、「学校」の範囲を教えてください。	18
102	Q5	中体連、高体連、スポーツ合宿、受験生等の学生は課税免除にならないのですか。	18
103	Q6	大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除となりますか。	18
104	Q7	修学旅行等の学校行事における引率者の定義について教えてください。	19
105	Q8	学校の教育活動による課税免除において、添乗員やガイドの宿泊税は課税免除となりますか。	19
106	Q9	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。	19
107	Q10	部活動で宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	19
108	Q11	部活動の地域展開に伴うクラブ活動は課税免除となりますか。	19
109	Q12	スポーツ大会または文化大会は課税対象ですか。	19
110	Q13	修学旅行生について、学校から証明書を提出しないと課税免除とはならないのですか。	20
111	Q14	証明書の様式を施設側に配置し、その場で記入してもらうという対応は可能ですか。	20
112	Q15	証明書の提出を失念しました。証明書がなければ、課税免除にはなりませんか。	20
113	Q16	証明書の記載内容に不備があった場合、課税免除にはなりませんか。	20
114	Q17	課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、どうしたらよいですか。	20
115	Q18	宿泊税を免除するための証明書について、記入誤りがある場合、訂正はできますか。	20
116	Q19	証明書を忘れた場合、FAXで送ってもらってもよいですか。	20
117	Q20	証明書を持参されなかったり不備があった場合、課税免除対象者の確認ができないため、一旦全員分の宿泊税を徴収し、課税免除対象者であることが確認できた場合に返金するという対応は可能ですか。	21
118	Q21	宿泊税を免除するための証明書について、宿泊日の後に提出はできますか。	21
119	Q22	証明書を事前に提出する必要はありますか。	21

No.	質 問		頁
120	Q23	修学旅行等の課税免除について、旅行会社経由の場合でも証明書が必要でしょうか。	21
121	Q24	修学旅行等の課税免除について、学校等から提出される証明書は、申告書に添付するなどして山形市に提出する必要がありますか。	21
122	Q25	宿泊税を免除するための証明書以外に、宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要はありますか。	21
123	Q26	修学旅行等の課税免除について、学校から提出される「証明書」の様式はどちらで入手できますか。	21
124	Q27	外国の学校からの修学旅行も課税免除となりますか。	21
125	Q28	外国大使の宿泊は宿泊税の課税対象となりますか。	22
126	Q29	宿泊料金が低廉な宿泊施設では負担が大きいと思いますが免税点は設けないのですか。	22
127	Q30	宿泊税と入湯税では課税免除対象者が異なるが、宿泊者にはどのように説明すればよいでしょうか。	22
128	Q31	入湯税と宿泊税の課税免除の違いについて教えてください。	22
129	Q32	宿泊税と入湯税の課税免除の手続きは異なりますか。	22

No.	質 問		頁
	05 徴収方法		
130	Q1	宿泊税はどのように支払うのですか。	23
131	Q2	宿泊税の徴収方法は、どのようになりますか。	23
132	Q3	宿泊者のキャンセル等、事前にいただいた宿泊税を返金する際はどのようにすればよいですか。	23
133	Q4	旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。	23
134	Q5	旅行業者は特別徴収義務者となっていませんが、宿泊者から宿泊税相当の金額を預かって問題ないのでしょうか。	23
135	Q6	旅行業者から宿泊税を一括して山形市に納入してもらうことはできないのでしょうか。	23
136	Q7	宿泊者と予約者(料金支払者)が別人の場合、どちらから宿泊税を徴収すべきでしょうか。	24
137	Q8	他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊しますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求します。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能ですか。	24
138	Q9	ネット予約、無人化施設等における徴収方法はどのように行うのですか。	24
139	Q10	宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。	24
140	Q11	宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	24
141	Q12	オンライン旅行代理店（OTA）等において宿泊料金と併せて宿泊税相当分の金額を事前決済する場合、宿泊事業者からOTAに支払う手数料の算定上、宿泊税相当分が加算されることとなりますが、この場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	25
142	Q13	お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合の対応はどうすればよいですか。お客様がお支払いに納得されず、トラブルになる可能性があります。	25
143	Q14	宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。	25
144	Q15	領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定はありますか。	25
145	Q16	課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。	26
146	Q17	1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合で、4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4泊分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には1人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。	26
147	Q18	宿泊料金等（宿泊税以外）分の領収書、宿泊税分のみの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。	26

No.	質 問		頁
148	Q19	手引き等に掲載されている領収書は例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。	26
149	Q20	1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合で、仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数の4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。	26
150	Q21	領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。	26
151	Q22	領収書が不要といわれる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。	26
152	Q23	領収書に貼る収入印紙は、宿泊税を含めた額に対してとなるのですか。	27
153	Q24	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。宿泊事業者が説明するときに使えるような広報物がありますか。	27
154	Q25	O T A等サイト掲載の例文は市から示されるのですか。また、宿泊税の周知はいつから行えばよいのですか。	27
155	Q26	ポスター・リーフレットは配布していただけるのですか。	27
156	Q27	宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますか。	27
157	Q28	課税対象者であるにもかかわらず、誤って宿泊税を徴収しなかった場合はどうすればよいですか。	27
158	Q29	入湯税とは別に徴収するということですか。	27
159	Q30	予約サイトや宿泊施設のシステムの都合により、領収書に宿泊税の名称とその金額を表示できない場合はどうすればよいですか。	27

No.	質 問		頁
	06 申告納入		
160	Q1	毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。	28
161	Q2	宿泊税の申告納入は毎月行う必要がありますか。	28
162	Q3	申告納入の特例について教えてください。	28
163	Q4	申告納入の特例はいつから適用できるのか。	29
164	Q5	申告納入の特例の要件である「年間宿泊税納入額が120万円以下」の根拠は何か。	29
165	Q6	営業開始から1年が経過していない場合、申告納入期限の特例の適用を受けることはできないのですか。	30
166	Q7	申告納入期限の特例が取消しになることはありますか。	30
167	Q8	複数の宿泊施設を経営しているのですが、まとめて申告納入することはできますか。	30
168	Q9	複数の宿泊施設をまとめて申告納入する場合、申告納入期限の特例要件については、宿泊施設ごとに判断しますか。それとも合算して判断しますか。	30
169	Q10	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。	30
170	Q11	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月で申告納入するのでしょうか。	30
171	Q12	宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのですか。	31
172	Q13	売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月、それとも入金された月の翌月となるのですか。	31
173	Q14	売り掛けの場合において、宿泊税の納入期限までに相手方から入金されないときはどうなるのでしょうか。	31
174	Q15	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。	31
175	Q16	納入はどこでできますか。	31
176	Q17	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は特別徴収義務者が負担するのでしょうか。	32
177	Q18	宿泊税を口座振替で支払うことはできますか。	32
178	Q19	電子申告と電子納税は可能ですか。	32
179	Q20	ネットバンキングによって宿泊税を納入することは可能ですか。	32
180	Q21	営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税ありませんでした。この場合も「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。	32
181	Q22	季節的な関係で全く営業がない期間がある場合、営業がない期間についての申告も必要ですか。	32

No.	質 問		頁
182	Q23	子どもの添い寝が無料の場合など、宿泊料金が無料の宿泊者数は、納入申告書、月計表の課税対象外の宿泊数に含めるのですか。	33
183	Q24	「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った税額を記載したため、正しい税額よりも過大に納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。	33
184	Q25	宿泊税の申告書等の様式はどこで入手できますか。	33
185	Q26	「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」は毎月送られてくるのですか。	33
186	Q27	郵便等を利用して「宿泊税納入申告書」を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	33
187	Q28	営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。	33
188	Q29	申告書に添付する資料はありますか。	34
189	Q30	各種申告書等はどこに提出すればよいですか。	34
190	Q31	月計表の課税対象外の記入方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方などの宿泊数を記入する必要はありますか。	34
191	Q32	月計表について、当施設で独自の様式を作成しています。記載項目が同様であれば任意の様式でもよいとありますが、同様の項目とはどの程度の想定ですか。	34
192	Q33	山形市で宿泊施設を経営していますが、私は山形市外に居住しており、周囲に納入できる金融機関が無いため、宿泊税の納入ができません。どうしたらよいですか。	35
193	Q34	山形市で宿泊施設を経営しており、私は山形市外に居住していますが、申告納入は問題なく可能です。それでも納税管理人の選任は必要ですか。	35
194	Q35	利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか。	35
195	Q36	納入期限が休日に当たる場合、納入期限はいつになりますか。	35
196	Q37	申告や納入が遅れたらどうなりますか。	35
197	Q38	宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合のペナルティなどはあるのでしょうか。	35

No.	質 問		頁
	07 特別徴収義務者		
198	Q1	宿泊税における特別徴収制度とはどういったものですか。	36
199	Q2	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	36
200	Q3	特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。	36
201	Q4	宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告（登録）を行っていない宿泊事業者への対応はどうするのですか。	36
202	Q5	これから宿泊施設を経営するのですが、どのような手続が必要ですか。	36
203	Q6	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入は、事業者単位で行いますか。それとも宿泊施設単位で行いますか。	37
204	Q7	複数の宿泊施設を経営しています。「特別徴収義務者申告（登録）書」はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。	37
205	Q8	同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、申告（登録）書をまとめて提出することはできますか。	37
206	Q9	同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者申告（登録）書の提出が必要ですか。	37
207	Q10	チェーン展開しているホテルですが、特別徴収義務者申告（登録）書の「特別徴収義務者」欄は本社の情報を記載すればよいですか。また、宿泊税の納入は本社でまとめて行ってもよいですか。	37
208	Q11	旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。	37
209	Q12	申告（登録）した内容が変更となりました。何か手続が必要ですか。	38
210	Q13	宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。	38
211	Q14	宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。	38
212	Q15	「特別徴収義務者申告（登録）書」を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。	38
213	Q16	「特別徴収義務者申告（登録）書」の提出は、紙、eLTAXのどちらでもよいのでしょうか。	38
214	Q17	「特別徴収義務者申告（登録）書」などの各種書類はどこに提出すればよいのでしょうか。	38
215	Q18	「特別徴収義務者申告（登録）書」を提出した後に、受領書のような物が送られてきますか。	39
216	Q19	宿泊者の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどういうものがありますか。	39
217	Q20	帳簿はサーバー上に電子データとして保存してもよいですか。	39
218	Q21	宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成する必要はありますか。	39

No.	質 問		頁
219	Q22	宿泊税や宿泊料金については帳簿上、日ごとの合計金額で記載していますが、問題ないでしょうか。	39
220	Q23	帳簿に記載する宿泊料金とは食事代込みの料金となるのでしょうか。または、食事代を分けて記載する必要があるのでしょうか。	39
221	Q24	宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえますか。	40
222	Q25	宿泊約款がない場合はどうすればよいですか。	40
223	Q26	民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	40
224	Q27	宿泊者（納税義務者）や宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納めないと、どうなりますか。罰則はありますか。	40
225	Q28	自治体からの指定管理者制度で委託を受けているような場合、特別徴収義務者登録をする者については、自治体となりますか、運営側となりますか。	40
226	Q29	「宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額」とはどのようなものですか。	40

No.	質 問		頁
	08 特別徴収義務者交付金等		
227	Q1	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。	41
228	Q2	「特別徴収義務者交付金」の制度内容はどのようなものですか。	41
229	Q3	「レジシステム改修補助金」の制度内容はどのようなものですか。	41
	09 システム改修等支援		
230	Q1	補助対象となるレジシステム改修の具体的な範囲について教えてください。	42
231	Q2	見積書の内訳が不明瞭な場合、具体的にどのような追加資料の提出を求めるのか。	42
232	Q3	同規模の施設における整備事例と比較して「著しく高額」と判断する基準は何か。	42
233	Q4	補助対象外となる経費について、クラウドサービスの月額・年間使用料や保守料はどうなるのか。	42
234	Q5	複数の宿泊施設を経営している場合の手続きはどうなるのか。	42
235	Q6	「せっかくだから、まるっきり更新」も全部支援対象となるのか。	42
236	Q7	改修費用の実績を、市は（内容が妥当かを）どう確認するのか。	42
237	Q8	レジシステムの改修は必須ですか。	42
238	Q9	リースは対象となりますか。	42
	10 その他		
239	Q1	施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。	43
240	Q2	宿泊税は売り上げに含まれますか。	43
241	Q3	宿泊税の課税は消費税との二重課税にならないですか。	43
242	Q4	入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。	43

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
001	01_制度概要	01	宿泊税とは、どのような税金ですか。	宿泊税とは、山形市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する宿泊者に対して課税される税で、山形市宿泊税条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。
002	01_制度概要	02	法定外目的税について教えてください。	法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。（地方税法第4条、第5条、第731条）
003	01_制度概要	03	なぜ、宿泊税を導入するのでしょうか。	本市では、人口減少に伴う地域経済の縮小による影響が顕在化する前に、今後も大きな成長が見込まれる観光分野に投資し、市内の観光資源の魅力をより一層向上させるとともに来訪者の受入れ環境を充実させることで、域外から人を呼び込み、地域経済の維持・発展を図ることとしています。 このような考えのもと、宿泊者数等の増加や交流人口の拡大等につながる観光振興施策に要する費用に充てることを目的として、宿泊税を導入しようとするものです。
004	01_制度概要	04	なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	宿泊者の宿泊目的を客観的に把握することは難しいこと、また、宿泊者は一定程度の行政サービスを享受することを踏まえ、税の公平性や受益と負担の観点から、宿泊目的にかかわらず、宿泊税を納めていただくこととしております。
005	01_制度概要	05	観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか。	旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、宿泊目的にかかわらず一定程度の行政サービスを享受していることを鑑み、全ての宿泊客に宿泊税をご負担いただくこととしております。
006	01_制度概要	06	山形市民が山形市内で宿泊する場合も課税対象となりますか。	山形市民であったとしても、旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者として一定程度の行政サービスを享受していることに鑑み、宿泊税をご負担いただくこととしております。
007	01_制度概要	07	宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。	宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊される全ての方に課税されます。ただし、添寝利用等により宿泊料金がかからない場合は、課税の対象とはなりません。
008	01_制度概要	08	幼児や子どもにも、宿泊税は課税されますか。	宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となります。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は宿泊税の課税対象となりますが、添寝無料などにより宿泊料金が発生しない場合は課税対象とはなりません。
009	01_制度概要	09	外国人観光客も課税対象となりますか。	旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、国籍にかかわらず一定程度の行政サービスを享受していることを鑑み、すべての宿泊客に宿泊税をご負担いただくこととしております。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
010	01_制度概要	10	宿泊税条例の施行はいつですか（いつから導入されますか）。	令和9年4月1日から施行する予定です。 ※令和8年6月30日に山形市宿泊税新設の総務大臣同意を得ており、山形市宿泊税条例の施行期日を定める規則（令和8年7月3日公布）で施行を規定
011	01_制度概要	11	宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。	宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和9年4月1日以後であれば、宿泊税が課税されます。
012	01_制度概要	12	宿泊税条例の施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。	施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。
013	01_制度概要	13	宿泊税の税額はいくらですか。	山形市内の宿泊施設に宿泊した際、宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）の3%が課税されます。 ※ 税額の上限はありません。
014	01_制度概要	14	税率の設定根拠を教えてください。	税率の設定に当たっては、持続可能な観光産業の発展を図るための更なる観光振興施策に要する経費に必要な税収を確保するため、宿泊料金に対し3%の定率制としました。 税率設定の形式（定額制、段階的定額制、定率制）の選択にあたっては、それぞれの特徴を比較し、物価に見合った税収が確保でき、また、納税者にとって宿泊料金（支払い能力）に応じた公平な税負担となること等から、定率制を選択しました。なお、税率については、山形市観光財源検討委員会で協議され、同意を得ています。
015	01_制度概要	15	税率や課税条件が変更されることはないのですか。	税率等については、山形市宿泊税条例で規定しています。 なお、条例の施行後5年ごとに、条例の施行の状況、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。
016	01_制度概要	16	宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えていますか。	宿泊人数及び宿泊数の増加を図るため、山形市発展計画2030の施策「多様なニーズに対応した観光振興」、「観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備」、「高付加価値旅行者の誘客推進」等の導入目的に沿った観光施策に活用したいと考えています。新規事業のみならず、既存事業の拡充も含めた活用も検討してまいります。
017	01_制度概要	17	宿泊税は用途はどのように決まるのですか。	用途につきましては、令和8年度中に、条例の目的に定める「自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策」に資する施策を決定をしてまいります。
018	01_制度概要	18	宿泊税の用途について公表はされますか。	宿泊税の用途については、毎年度公表いたします。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
019	02_課税対象	01	どのような施設での宿泊が課税対象となりますか。	山形市内に所在する旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊です。
020	02_課税対象	02	課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。 ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの ※仮に0時以降にチェックインして、チェックアウトまで6時間未満の場合であっても、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば課税対象となります。 ※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすものです。 ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない） ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など） ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など） ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）
021	02_課税対象	03	「宿泊日」の定義について教えてください。	宿泊税における「宿泊日」とは、宿泊施設にチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが翌日午前0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。
022	02_課税対象	04	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取り扱いを教えてください。	日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む。）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、宿泊税の課税対象となります。 なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。
023	02_課税対象	05	客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）場合の取り扱いを教えてください。	日をまたぐ利用ではないため、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	質 問		回 答				
024	02_課税対象	06	日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。（宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等）	その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。				
025	02_課税対象	07	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。	宿泊税は宿泊施設での宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりません。				
026	02_課税対象	08	子どもの宿泊料は徴収せず「施設利用料」として定額を徴収する場合、課税対象となりますか。	宿泊料金に含まれるものの例として「清掃代、寝具使用料、入浴代」などがあり、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費」などがあります。当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の使用の対価として負担するものであれば、課税対象となります。 宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料、宿泊補助金や宿泊助成金、宿泊者以外の者がその宿泊に関し支払う額などが含まれます。 <table><thead><tr><th>宿泊料金に含まれるもの</th><th>宿泊料金に含まれないもの</th></tr></thead><tbody><tr><td> ○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など </td><td> ○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 </td></tr></tbody></table>	宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの							
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額							
027	02_課税対象	09	未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しています。この場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。	宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものなので、未就学児2名のうち1名は添い寝無料なので課税されませんが、もう1名は宿泊料金が発生しているため、課税対象となります。				

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答				
028	02_課税対象	10	子ども向けに布団の貸出をしています。「幼児料金」との掲載が、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。	布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価に当たらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。ただし、その立替金に類する以外の宿泊料金が無料の場合に限られます。 <table><tr><th>宿泊料金に含まれるもの</th><th>宿泊料金に含まれないもの</th></tr><tr><td> ○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など </td><td> ○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 </td></tr></table>	宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの							
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額							
029	02_課税対象	11	シーツ代のみ料金を徴収する場合でも課税対象となりますか。	低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。 ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。				
030	02_課税対象	12	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所での宿泊は課税対象ですか。	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）又は住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に該当しませんので、課税対象となりません。				
031	02_課税対象	13	避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。	災害により旅館業法の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。基本的に宿泊者に宿泊料金、寝具の追加料金等を徴していない場合は、課税されませんので申し添えます。 また、宿泊料金を徴する場合であっても、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とする者とする者の宿泊については、山形市宿泊税条例の規定により宿泊税を減免することができるのとあります。 案件の取扱いについては、当該案件ごとに方法を周知させていただきます。				
032	02_課税対象	14	キャンセルがあった場合の取扱いはどうなりますか。	キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。				

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
033	02_課税対象	15	事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要ですか。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金は必要ですか。	キャンセルの場合、宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。そのため、宿泊料金の100%をキャンセル料金として受け取る場合においても、宿泊税分の返金は必要となります。
034	02_課税対象	16	合宿所を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのでしょうか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。	宿泊料金の設定が1人1泊当たりの場合、キャンセルした2人については、宿泊行為がないため課税対象とならず、実際の宿泊者数分の宿泊税を徴収いただくこととなります。ご質問のケースでは、40人分ではなく、38人分の宿泊税を徴収していただきますようお願いいたします。なお、仮に宿泊税込みで決済していて、その後キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が宿泊税分を宿泊者に返金することとなります。また、返金の方法については、宿泊施設と旅行予約サイト運営会社間の取り決めによります。
035	02_課税対象	17	事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）、宿泊税は課税されますか。	その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は、課税対象となりません。
036	02_課税対象	18	レイトチェックイン、レイトチェックアウトの場合は課税対象となりますか（事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合）。	レイトチェックインにより宿泊契約をしている宿泊者が午前0時を超えてからチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。レイトチェックアウトにより追加料金が生じた場合、延長料金を宿泊料金として徴収している場合は当該延長料金を宿泊料金に含めるようお願いいたします。宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。
037	02_課税対象	19	個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。	宿泊税は、旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、住宅宿泊事業いわゆる民泊も課税対象となります。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
038	02_課税対象	20	農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。	宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。
039	02_課税対象	21	長期滞在（2～3ヶ月）の場合も宿泊税は課税されますか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合についても教えてください。	宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。
040	02_課税対象	22	マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。	短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊にあたらなない場合は、課税対象となりません。 ただし、旅館業法による宿泊に該当する場合は、課税対象となります。
041	02_課税対象	23	下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。	下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1か月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税されません。
042	02_課税対象	24	公営施設の場合、または宿泊施設が宿泊料金を免除している場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。	ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的にかかわらず、旅館業法の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。 なお、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。
043	02_課税対象	25	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。	宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金を課している場合は、課税対象となります。宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
044	02_課税対象	26	自社向けの研修施設ですが、宿泊税の課税対象となりますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。	研修施設の場合、宿泊料金を課し、旅館業法又は住宅宿泊事業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。そのため、宿泊契約に基づく宿泊行為で宿泊料金を課している場合や、宿泊契約に基づかない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で宿泊料金を課している場合は、課税対象となります。
045	02_課税対象	27	グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はありません。	宿泊料金を徴収されているので、宿泊税は課税されます。
046	02_課税対象	28	従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。	宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。
047	02_課税対象	29	事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。	宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。
048	02_課税対象	30	客室を会議室やオフィスとして利用する場合があり、料金の明細は「会議使用料」となっています。寝具は置いてあり、使用できる状態です。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。	会議室やオフィスとしての利用の場合は、寝具を使用していないと判断しますので、課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。
049	02_課税対象	31	団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。	会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用の場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。
050	02_課税対象	32	実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合は課税対象ですか。	いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。
051	02_課税対象	33	グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料となりますが、会員プログラムを運営する本部から一定額が償還されます。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。	宿泊者に対して宿泊料金の請求が発生するかによります。具体的には、宿泊者に実質的に請求はあるものの、会員プログラムにより0円となる場合は課税対象となりますが、会員プログラムによりそもそも請求自体が発生しない場合については、課税対象となりません。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
052	02_課税対象	34	レジャーホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。	いわゆるレジャーホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。また、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、宿泊税の課税対象となります。
053	02_課税対象	35	インターネットカフェも課税対象となりますか。	通常、インターネットカフェは旅館業法の旅館業に該当しないものと考えられますが、営業形態により旅館業法の許可を受けている場合は、宿泊税の課税対象となります。
054	02_課税対象	36	カプセルホテルでの宿泊は課税対象ですか。	旅館業法の許可を受けて営むカプセルホテルでの宿泊は課税対象となります。一般的にカプセルホテルは旅館業法上の簡易宿所営業に該当するものと考えられます。
055	02_課税対象	37	サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。	実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合は宿泊税の課税対象となります。 1泊当たりの宿泊料金については、契約で定めている料金とします。
056	02_課税対象	38	R Vパークの運営をしているが、宿泊税の課税対象となりますか。	R Vパークを利用した宿泊について、利用者が自分の所有する車に宿泊する場合は、宿泊税は課税されません。一方、宿泊施設が用意した車などの設備（施設）に宿泊する場合は宿泊税の課税対象となります。 （旅館業法上の「宿泊」とは、「宿泊事業者が設けた施設への宿泊」を指すため、前者は旅館業法上の宿泊に該当せず、後者は該当することとなります。）
057	02_課税対象	39	旅館業の営業許可を受けている葬儀場において通夜の際に遺族が宿泊する場合がありますが、この場合も宿泊税の課税対象ですか。	宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱っており、宿泊料金を受けて行われる宿泊であれば宿泊税の課税対象となります。 なお、寝具使用代なども宿泊料金に含まれるものと整理しているため、宿泊施設の実態に応じて宿泊料金に該当するものの有無や金額をご確認のうえ、課税対象となるかご判断ください。
058	02_課税対象	40	ペットの宿泊は課税対象となりますか。	基本的な考えとして、宿泊者ではないため、ペットの宿泊は課税対象とはなりません。ただし、ペットの宿泊に係る清掃代やサービス料を宿泊施設が徴収する場合は、宿泊料金に含めていただくこととなります。
059	02_課税対象	41	保護犬の世話をする非営利団体です。犬連れの宿泊施設を併設しており、宿泊者には保護経費の賛同金として説明して、低廉な宿泊料を徴収していますが、宿泊税の課税対象となりますか。	賛同金が、宿泊の利用行為として負担したものであり、宿泊事業者が、宿泊料金としてその対価を受けているのであれば、課税対象となります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答						
060	03_宿泊料金	01	宿泊料金の定義を教えてください。	宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金（いわゆる素泊まり料金で税抜き）となります。 宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料などが含まれます。						
061	03_宿泊料金	02	宿泊料金に含まれる（含まれない）ものの具体例を教えてください。	<table><tr><th>宿泊料金に含まれるもの</th><th>宿泊料金に含まれないもの</th></tr><tr><td>○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など</td><td>○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額</td></tr></table>	宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額		
宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの									
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわりなく請求されるもの 例）清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額									
062	03_宿泊料金	03	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。						
063	03_宿泊料金	04	食事付きその他各種プランにおける宿泊料金について、どのように取り扱えばいいですか。	宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。 ※朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金金額を宿泊料金とします。 ※エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。						
064	03_宿泊料金	05	食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。	食事込みの宿泊プランにおける課税対象となる宿泊料金の算出については、原則として宿泊事業者の方に行っていただき、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。ただし、食事代を明確に分離できない場合に限り、次のような計算方法を参考として、宿泊事業者の方が判断していただくことになります。 (計算方法) 食事込み宿泊プランの食事代の割合について(消費税抜きの料金で計算) <table><tr><th>参考例</th><th>夕食</th><th>朝食</th></tr><tr><td></td><td>プラン料金の30%</td><td>プラン料金の20%</td></tr></table>	参考例	夕食	朝食		プラン料金の30%	プラン料金の20%
参考例	夕食	朝食								
	プラン料金の30%	プラン料金の20%								

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
065	03_宿泊料金	06	無料の食事が付いている場合、宿泊料金はようになりますか。	無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
066	03_宿泊料金	07	外食の食事代込みプランで、宿泊者から宿泊施設に支払われた食事代相当額を、宿泊施設から外部の飲食店に対してそのまま支払う場合は、その支払い分を食事代として除外してよいですか。	食事代として宿泊料金から除いていただいてかまいません。
067	03_宿泊料金	08	いわゆるオーベルジュ（宿泊施設を備えたレストラン）等では、飲食の対価が宿泊そのものの対価を大幅に上回って設定されている場合もありますが、このような場合であっても飲食の対価を除いた金額を宿泊税における宿泊料金とするのですか。	金額の多寡にかかわらず、飲食の対価に相当する金額は宿泊税における宿泊料金に含みません。
068	03_宿泊料金	09	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はようになりますか。	企画旅行については、あらかじめ又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱い差し支えありません。
069	03_宿泊料金	10	宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。	原則（控除前）： 宿泊施設が宿泊予約サイト（OTA）等に支払う手数料は、本来は控除する前の金額（素泊まり料金）を宿泊料金として計算します。宿泊料金とは別に宿泊者が宿泊予約サイトに手数料を支払う場合は、当該手数料は宿泊料金には含めずに取り扱います。 例外（把握不可時）： 手数料を引いた額のみが施設に入金される等で、施設側が実質的な手数料額を正確に計算・分離できない場合、入金ベースの金額をそのまま宿泊料金として取り扱って差し支えありません。 【例①：宿泊施設が手数料を負担する場合】 宿泊料金が1人1泊当たり10,500円のプランをOTAに販売し、手数料として1,500円引かれて9,000円入金される場合は、宿泊料金を10,500円としてください。 【例②：宿泊者が手数料を負担する場合】 宿泊料金が1人1泊当たり9,000円のプランをOTAに販売し、OTAが手数料として宿泊者に1,500円上乗せし10,500円で販売する場合は、宿泊料金を9,000円としてください。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答								
070	03_宿泊料金	11	サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。	各施設における料金の名称にかかわらず（「サービス料」という名目か否かにかかわらず）、宿泊の対価又は負担とする料金は宿泊料金に含み、それ以外の料金は宿泊料金に含めません。								
071	03_宿泊料金	12	宿泊料金の算出方法を教えてください。	宿泊料金（料金総額 － 宿泊料金に含まれないもの） × 3 % ➡ 1,000円未満切捨て （例） 宿泊料金（1人で1泊2日）9,800円の場合 9,000円 × 3 % = 税額 270円 ➡ 1,000円未満切捨て ・ 宿泊事業者の宿泊料金設定と宿泊料金の区分 宿泊税における宿泊料金の区分は、宿泊事業者の料金設定に応じ、次の表に定めるとおりです。 <table><tr><th>宿泊事業者の宿泊料金設定</th><th>宿泊料金の区分</th></tr><tr><td>1 人 1 泊 当 た り ぐ と</td><td>1 人 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額</td></tr><tr><td>1 部 屋 1 泊 当 た り ぐ と</td><td>1 部 屋 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額</td></tr><tr><td>1 棟 1 泊 当 た り ぐ と</td><td>1 棟 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額</td></tr></table>	宿泊事業者の宿泊料金設定	宿泊料金の区分	1 人 1 泊 当 た り ぐ と	1 人 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額	1 部 屋 1 泊 当 た り ぐ と	1 部 屋 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額	1 棟 1 泊 当 た り ぐ と	1 棟 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額
宿泊事業者の宿泊料金設定	宿泊料金の区分											
1 人 1 泊 当 た り ぐ と	1 人 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額											
1 部 屋 1 泊 当 た り ぐ と	1 部 屋 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額											
1 棟 1 泊 当 た り ぐ と	1 棟 1 泊 当 た り の 宿 泊 料 金 の 額											
072	03_宿泊料金	13	1 人、1 部屋又は1 棟当たりごとや複数人の宿泊に係る宿泊料金（宿泊税）の算定方法をそれぞれ教えてください。 (1/2)	宿泊料金設定ごとの宿泊税算出例 (1) 1 人 1 泊 当 た り 例) ホテル、旅館など ・ 1 室に1 人で宿泊した場合 1 人 1 泊 1 2, 3 0 0 円 1 2, 0 0 0 円 × 3 % = 3 6 0 円 (千円未満切捨て) ・ 1 室に2 人で宿泊した場合 1 人 1 泊 1 2, 3 0 0 円 1 2, 0 0 0 円 × 3 % = 3 6 0 円 (× 2 人 分) (千円未満切捨て) ・ 連泊割引がある場合 a 3 泊 4 日 の 宿 泊 で 1 人 1 泊 (1 泊 目 8, 0 0 0 円、2 泊 目 7, 2 0 0 円、 3 泊 目 6, 4 0 0 円) 1 泊 目 8, 0 0 0 円 × 3 % = 2 4 0 円 2 泊 目 7, 0 0 0 円 × 3 % = 2 1 0 円 3 泊 目 6, 0 0 0 円 × 3 % = 1 8 0 円 (上記のいずれも千円未満切捨て)								

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
072	03_宿泊料金	13	1人、1部屋又は1棟当たりごとや複数人の宿泊に係る宿泊料金（宿泊税）の算定方法をそれぞれ教えてください。 (2/2)	b 3泊4日の宿泊で1人1泊（1泊目 8,000円、3泊した場合 20,000円） $20,000円 \div 3（泊） = 6,666...円$ $6,000円 \times 3\% \times = 180円（\times 3泊分）$ （千円未満切捨て） 例）合宿所など ・1室に3泊4日10人で宿泊した場合 1人1泊565円 （1人1泊千円未満は課税されません。） (2) 1部屋1泊当たり 例）民泊など1室に1人又は2人以上で宿泊した場合 1室1泊18,500円 $8,000円 \times 3\% = 540円$ （千円未満切捨て） (3) 1棟1泊当たり 例）コテージなど1棟に1人又は2人以上で宿泊した場合 1棟1泊52,800円 $52,000円 \times 3\% = 1,560円$ （千円未満切捨て）
073	03_宿泊料金	14	コテージで1棟当たりの料金と併せて、入場料として大人・子どもで料金を徴収している場合、入場料を含めて宿泊料金を算定することになりますか。	施設への入場料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊料金から除外してください。
074	03_宿泊料金	15	5名定員の部屋で、2名までは2万円、1人増えるごとに5,000円を加算する料金プランになっています。この場合、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割った金額を宿泊料金とするのでしょうか。それとも、増えた人数分の宿泊税は徴収しないということになるのでしょうか。	1人1泊当たりの料金設定の場合、追加料金が誰に帰属するか不明な時は、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割ることによって1人1泊当たりの宿泊料金を算定してください。ただし、子供料金が追加された場合など、人数が増えたことによる追加料金が誰に帰属するのか明らかなときは、その分は総額と人数から除いてください。 1室（部屋）1泊当たりの料金設定の場合は、人数にかかわらず、1室（部屋）1泊当たりの料金設定が宿泊料金になります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
075	03_宿泊料金	16	宿泊料金は「1室」「1棟」に対してご負担いただくため、実際の宿泊人数は把握していませんが、把握する必要がありますか。	1室(部屋)1泊当たり、又は1棟1泊当たりで宿泊料金を設定している場合、1人1泊当たりの宿泊料金を算定する必要はなく、宿泊者数の把握が困難な場合、納入申告書(月計表)の記載上、「宿泊者数」を「定員数」としてもかまいません。 なお、旅館業法・住宅宿泊事業法のいずれの法律でも宿泊者名簿の備付けは義務付けられており、山形市宿泊税条例においても、特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者に対し、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類の保存を義務付けています。 ① 帳簿とは 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額の記載があるものをいいます。 上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。 例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等 ② 書類とは 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、上記の事項が記載されているものをいいます。 上記の事項が網羅されたものであれば、宿泊の際に通常発行される書類に代えていただいて構いません。 例) 売上伝票、利用明細書、請求書、領収書、契約書等
076	03_宿泊料金	17	エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金の計算方法について教えてください。	1人1泊当たりの料金設定の場合、エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で除した金額を1人1泊当たりの宿泊料金とします。 ただし、特定の子どもや高齢者などに帰属することが明らかな追加料金の場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として取り扱います。 1部屋1泊又は1棟1泊当たりの料金設定の場合、当該料金に追加料金を加算した金額を宿泊料金として取り扱います。
077	03_宿泊料金	18	2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取扱いはどうなりますか。	1人1泊当たりの料金設定の場合、実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収することとなるため、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金することになります。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなして、宿泊税の課税対象となります。
078	03_宿泊料金	19	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は宿泊税は課税されますか。	宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
079	03_宿泊料金	20	利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。	客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。
080	03_宿泊料金	21	QUOカード付宿泊プランの場合、QUOカードに係る料金は宿泊料金に含まれますか。	宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべきものであれば宿泊料金に含まれます。
081	03_宿泊料金	22	宿泊契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。
082	03_宿泊料金	23	休憩その他これに類する利用に係る契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合において、時間延長があったことで、日をまたぐ6時間以上の利用となった場合は宿泊料金に該当し、宿泊税が課税されます。
083	03_宿泊料金	24	外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。）
084	03_宿泊料金	25	宿泊時のトラブルにより、宿泊料金を一部返金した場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	返金処理を宿泊料金からの減額で行った場合は、減額後の額が宿泊料金となります。返金処理を迷惑料等の別名目の支出で行った場合は、宿泊料金に変動はありません。
085	03_宿泊料金	26	無料宿泊券を利用する場合も課税対象となりますか。	宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。 そのため、無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が0円となることから、宿泊税は課税されません。 なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。
086	03_宿泊料金	27	宿泊料金の割引・優待等があった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。	宿泊施設が割引した後の料金が宿泊料金となります。そのため、割引後の宿泊料金が0円となる場合、宿泊税は課税されません。ただし、宿泊予約サイト等、宿泊施設以外の第三者によるサービスによって宿泊料金が0円となる場合は、割引前の宿泊料金で判断するため、宿泊税が課税されます。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
087	03_宿泊料金	28	親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。	第三者（親会社）から宿泊料の支払いがある場合で、宿泊料金の一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者（親会社）から支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。
088	03_宿泊料金	29	宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。	宿泊施設のポイントや無料招待券など宿泊事業者自らのサービスにより、無料となった場合は課税されません。しかし、宿泊事業者自らのサービス以外の、宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等（いわゆる第三者割引）により無料になった場合については、課税されることになります。
089	03_宿泊料金	30	宿泊予約サイト（OTA）が発行するクーポンの利用により宿泊料金の割引があった場合の取扱いはどうなりますか。	宿泊予約サイトが発行したクーポンの利用による割引は、第三者による割引であるため、割引前の金額を宿泊料金とします。ただし、当該クーポンの原資が100%宿泊施設負担によるものであることが明らかであり、当該クーポン分が宿泊料金（いわゆる施設の売上金額）から割り引かれる場合は、当該クーポン分を控除した金額を宿泊料金とします。
090	03_宿泊料金	31	請求した宿泊料金の一部がポイント等として宿泊者に還元されますが、その金額分を控除した金額が宿泊料金となるのでしょうか。	宿泊料金とは、宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいうため、ポイント等を控除しない、宿泊者の支払うべき金額が宿泊料金となります。
091	03_宿泊料金	32	宿泊券等を発行する際に宿泊税相当額を含めてよいですか。	消費税や入湯税込みで宿泊券等を発行するような場合は、宿泊税相当額を含めて宿泊券等を発行しても差し支えありません。 なお、税抜きで宿泊券等を発行し、消費税等を利用時に精算している場合は、宿泊税についても、同様に利用時精算として差し支えありません。
092	03_宿泊料金	33	株主優待の特典割引として、宿泊税を含んだ額を割引額としてよいですか。	自社で株主優待の特典として、消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には、宿泊税相当額を含めてクーポン券を発行して差し支えありません。 ただし、割引後に宿泊者の自己負担が発生する場合には割引後の宿泊料金で宿泊税を算定します。
093	03_宿泊料金	34	業務利用という名目で宿泊料金の値引きを行う場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	業務利用による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。 ただし、形式上は値引きであっても、値引き額について後日第三者から入金がある場合は、値引き前の金額を宿泊料金とします。
094	03_宿泊料金	35	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	宿泊税は1泊ごとに課税されます。2泊された場合は2泊分の宿泊税が発生します。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
095	03_宿泊料金	36	連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。	連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。 例) 3泊4日の宿泊で1人1泊当たりの宿泊料金(素泊まり料金、税抜)の場合 1泊目の宿泊料金8,000円、2泊目の宿泊料金7,200円、3泊目の宿泊料金6,400円 (宿泊税額) 1泊目 $8,000円 \times 3\% = 240円$ 2泊目 $7,000円 \times 3\% = 210円$ 3泊目 $6,000円 \times 3\% = 180円$ (宿泊料金は千円未満切捨て) 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の連泊期間の宿泊料金の総額を宿泊数で割った金額を宿泊料金とします。 例) 3泊4日の宿泊で1人当たりの宿泊料金(素泊まり料金、税抜)の場合 1泊目の宿泊料金8,000円、3泊した場合の宿泊料金が20,000円 $20,000円 \div 3(泊) = 6,666\cdots円$ $6,000円 \times 3\% \times 3 = 180円 (\times 3泊分)$ (千円未満切捨て)
096	03_宿泊料金	37	長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。	宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。 例) 1人1泊当たりの宿泊料金(素泊まり料金、税抜)が5,000円で、5泊したら次の日の宿泊料金は無料の場合 $5,000円 \times 3\% \times 5泊 = 税額750円$
097	03_宿泊料金	38	自治体等による補助金により宿泊料金の割引を行った場合、自治体を実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合の課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊施設に対して割引相当額が補助金等により交付される場合(食事や会議室利用料への補助等を除く。)、割引前の金額(宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額)が課税対象となる宿泊料金となります。 自治体を実施する旅行支援等、宿泊施設に対して宿泊者以外の第三者から支払いがある場合は、宿泊者の支払うべき宿泊料金と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、旅行支援等で宿泊料金がすべて賄われ、宿泊者の支払うべき宿泊料金が0円であっても宿泊料金が発生していると判断するため、宿泊税が課税されます。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
098	04_課税免除	01	修学旅行その他学校行事等は課税対象ですか。	山形市では、教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事（部活動の合宿を含みます。）については、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。宿泊税を免除するためには、学校長が発行する「証明書」（準備が出来次第、山形市のホームページに掲載いたします。）の提出を受ける必要があります。 なお、この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。 【対象となる方】 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童若しくは生徒又はそれらの引率者 ≪課税免除の対象・対象外の例≫ 対象 ・修学旅行その他学校行事等に参加している生徒等 ・生徒等の引率を行う学校の関係者 ・心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等 対象外 ・旅行業者の添乗員、カメラマン、応援のための保護者等
099	04_課税免除	02	課税免除の対象となる「その他の行事」とはどのようなものですか。	部活動、宿泊学習、林間学校、社会科見学などが対象となります。これらの場合も、宿泊税を免除するためには、学校長が発行する「証明書」の提出が必要になります。
100	04_課税免除	03	学校行事等で山形市少年自然の家に宿泊する場合は、宿泊税がかかりますか。	山形市少年自然の家は、宿泊施設に該当しないため、宿泊税は課税されません。
101	04_課税免除	04	教育活動として宿泊する場合の課税免除について、「学校」の範囲を教えてください。	学校教育法第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校です。
102	04_課税免除	05	中体連、高体連、スポーツ合宿、受験生等の学生は課税免除にならないのですか。	教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事が課税免除の対象です。部活動などの場合は、課税免除の対象となりますが、学校長が発行する「証明書」の提出が必要になります。
103	04_課税免除	06	大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除となりますか。	大学の活動による宿泊行為は、課税免除の対象とはなりません。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
104	04_課税免除	07	修学旅行等の学校行事における引率者の定義について教えてください。	引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や心身の障害等により介助が必要である生徒等を介助する看護師や保護者等が該当します。旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は引率者には該当しません。
105	04_課税免除	08	学校の教育活動による課税免除において、添乗員やガイドの宿泊税は課税免除となりますか。	学校行事の場合、児童、生徒を引率する学校関係者であれば課税免除の対象ですが、旅行会社の添乗員やツアーガイドは課税免除とはなりません。
106	04_課税免除	09	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。	宿泊税は、宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしておりますが、学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者等については、例外的な取扱いとして宿泊税を課さないこととしております。なお、対象者についても、学校行事に参加する児童、生徒を基本としつつ、学校行事当日の円滑な運営のため必要不可欠な引率を行う学校関係者など最低限の方を課税免除としているところです。 このように、課税免除は非常に限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒が参加しないことから、課税免除の対象とはしておりません。
107	04_課税免除	10	部活動で宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	教育活動の一環として行われる活動であり、学校長が発行する「証明書」の提出がある場合、課税免除の対象となります。
108	04_課税免除	11	部活動の地域展開に伴うクラブ活動は課税免除となりますか。	中学校等の部活動の地域展開により実施される認定地域クラブ活動（地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされる）ものに限る。）として宿泊する場合は、宿泊税の課税免除の対象とします。
109	04_課税免除	12	スポーツ大会または文化大会は課税対象ですか。	部活動の場合は、教育活動の一環として行われる活動であり、その旨を学校長が証明している場合は、課税免除の対象となります。認定地域クラブ活動の場合は、その活動の一環であり、認定地域クラブを運営する団体の長がその旨を証明している場合は、課税免除の対象とします。宿泊税を免除するためには、学校等の長から「証明書」の提出を受ける必要があります。 なお、この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。 《課税免除の対象・対象外の例》 対象 ・部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー等 対象外 ・応援のための生徒等（部員以外）、応援のための保護者、審判等

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
110	04_課税免除	13	修学旅行生について、学校から証明書を提出しないと課税免除とはならないのですか。	課税免除とするためには、宿泊施設において、学校長が発行する「証明書」を受領、保管する必要がありますので、当該証明書の提出がなければ課税免除とはなりません。
111	04_課税免除	14	証明書の様式を施設側に配置し、その場で記入してもらうという対応は可能ですか。	証明書には、学校等の長の押印が必要です。
112	04_課税免除	15	証明書の提出を失念しました。証明書がなければ、課税免除にはなりませんか。	宿泊施設においては、原則として学校等の長が発行する「証明書」の提出をもって課税免除としてください。 例外として、証明書の持参を忘れた、事前に郵送したがまだ届いていないなど宿泊日時時点で証明書の提出を確認できない場合、学校等に確認をとるなどの方法で学校等の行事であることが確認できれば、宿泊税を免除して差し支えありません。 ただし、この場合、後日証明書を提出すること、提出がない場合は後日宿泊税を請求する旨を関係者に伝えてください。
113	04_課税免除	16	証明書の記載内容に不備があった場合、課税免除にはなりませんか。	「証明書」に記載された宿泊日や宿泊人数が実態と異なるなどの不備や、記載漏れがあることが判明した場合は、可能な限り事前に学校等に訂正と再提出を依頼してください。 不備や記載漏れがあると、課税免除を適用する要件を満たしていることが確認できないので課税となる場合があります。 宿泊日当日に不備があった場合など修正が間に合わない場合は、課税免除としても差し支えありませんが、学校等から修正された証明書の提出がない場合は、後日宿泊税を請求する旨を伝えてください。
114	04_課税免除	17	課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、どうしたらよいですか。	「証明書」に記載した宿泊人数の後ろに（うち〇人欠席）と補記していただき、実際に宿泊した人数がわかるようにしてください。
115	04_課税免除	18	宿泊税を免除するための証明書について、記入誤りがある場合、訂正はできますか。	訂正箇所を二重線し、訂正してください。
116	04_課税免除	19	証明書を忘れた場合、FAXで送ってもらってもよいですか。	FAXで送ってもらったものを根拠とし、申告時までに学校等の長が発行する「証明書」の原本は宿泊施設において保管ください。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
117	04_課税免除	20	証明書を持参されなかったり不備があった場合、課税免除対象者の確認ができなため、一旦全員分の宿泊税を徴収し、課税免除対象者であることが確認できた場合に返金するという対応は可能ですか。	課税免除対象者が後日証明書提出により確認できた場合は、宿泊事業者にて差額分は返金するなど、翌月末の申告納入期限にまでに課税対象者数と申告納入金額の整合がとれるよう対応をお願いします。なお、「証明書」は原本を宿泊施設において保管ください。
118	04_課税免除	21	宿泊税を免除するための証明書について、宿泊日の後に提出はできますか。	宿泊日のチェックイン時までには提出する必要があります。
119	04_課税免除	22	証明書を事前に提出する必要はありますか。	宿泊当日に提出いただければ結構です。
120	04_課税免除	23	修学旅行等の課税免除について、旅行会社経由の場合でも証明書が必要でしょうか。	旅行会社経由の場合でも証明書が必要となります。
121	04_課税免除	24	修学旅行等の課税免除について、学校等から提出される証明書は、申告書に添付するなどして山形市に提出する必要がありますか。	証明書については、山形市に提出する必要はありませんが、申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、保管してください。
122	04_課税免除	25	宿泊税を免除するための証明書以外に、宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要はありますか。	宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要はありません。
123	04_課税免除	26	修学旅行等の課税免除について、学校から提出される「証明書」の様式はどちらで入手できますか。	様式を山形市のホームページからダウンロードできるよう検討しております。
124	04_課税免除	27	外国の学校からの修学旅行も課税免除となりますか。	学校教育法第1条に定める学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）が課税免除対象ですので、外国の学校は対象外となります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
125	04_課税免除	28	外国大使の宿泊は宿泊税の課税対象となりますか。	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から、課税対象としないこととしています。 なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。 ①課税が免除される施設 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設 ②課税が免除される外国大使等 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者手続きについて課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。 納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。
126	04_課税免除	29	宿泊料金が低廉な宿泊施設では負担が大きいのと思いますが免税点は設けないのですか。	宿泊目的や宿泊料金の多寡にかかわらず、納税義務者となる宿泊者は一定程度の行政サービスを享受することを踏まえ、受益と負担の観点から免税点は設けないこととしております。 <免税点> 宿泊料金が一定金額以下のときには課税しないこととする場合の、その一定金額のこと。
127	04_課税免除	30	宿泊税と入湯税では課税免除対象者が異なるが、宿泊者にはどのように説明すればよいでしょうか。	入湯税は鉱泉（温泉）利用、宿泊税は宿泊そのものに対する市税であり、それぞれ課税免除基準が定められています。修学旅行等は入湯税、宿泊税ともに課税免除対象ですが、小学生以下のお子様につきましては入湯税のみ課税免除（宿泊税は課税）となるなど基準が異なりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
128	04_課税免除	31	入湯税と宿泊税の課税免除の違いについて教えてください。	入湯税と宿泊税は課税客体（入湯税＝入湯行為、宿泊税＝宿泊行為）が異なるため、課税免除の対象にも違いがあります。 どちらも「小中学校・高校等の修学旅行・学校行事（引率者を含む。）」は課税免除となりますが、主な違いは以下のとおりです。 ①宿泊税のみ対象（免除）となるもの ・認定地域クラブ活動（部活動地域移行）の活動参加生徒・引率者 ②入湯税のみ対象（免除）となるもの ・12歳未満（小学生以下）の方 ・全県規模以上の体育大会に参加する選手・関係者等 ・指定の市福祉施設・共同浴場・一般公衆浴場の利用 ※ 上記以外にも違いがあります。詳しくは、それぞれ税目の「手引き」をご覧ください。
129	04_課税免除	32	宿泊税と入湯税の課税免除の手続きは異なりますか。	宿泊税及び入湯税ともに、それぞれの証明書の提出が必要になります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
130	05_徴収方法	01	宿泊税はどのように支払うのですか。	宿泊税は特別徴収の方法で徴収することとしておりますので、宿泊者が宿泊される宿泊施設にお支払いいただき、宿泊施設から山形市に納入されます。 ※予約サイトや旅行業者への支払額に宿泊税が含まれている場合があります。
131	05_徴収方法	02	宿泊税の徴収方法は、どのようになりますか。	特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。 ① 現地払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。 ② 事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。 ※ 仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。 ③ 宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。
132	05_徴収方法	03	宿泊者のキャンセル等、事前にいただいた宿泊税を返金する際はどのようにすればよいですか。	例えば、旅行予約サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルとなった場合の宿泊税の返還方法については特に定めはありません。 宿泊施設と旅行予約サイトの運営会社との取り決めにより宿泊税を返還してください。 なお、キャンセル料が発生する場合で、当該キャンセル料も契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、当該キャンセル料金を宿泊料金とみなし、仮にお泊りになられなかった場合であっても、宿泊料金（キャンセル料）に対し、宿泊税が課税されますので、この場合は、宿泊税をお返しする必要はありません。
133	05_徴収方法	04	旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。	旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。
134	05_徴収方法	05	旅行業者は特別徴収義務者となっていないませんが、宿泊者から宿泊税相当の金額を預かって問題ないのでしょうか。	旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分を預かり、ホテルや旅館等に支払うことも可能です。宿泊税を旅行商品の販売時に預り金として取り扱うか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払うかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めることとなります。 ※旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記する必要があります。
135	05_徴収方法	06	旅行業者から宿泊税を一括して山形市に納入してもらうことはできないのでしょうか。	旅行業者の方は特別徴収義務者にはならないため、旅行業者から山形市に納入することはできません。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
136	05_徴収方法	07	宿泊者と予約者(料金支払者)が別人の場合、どちらから宿泊税を徴収すべきでしょうか。	課税対象者は宿泊者となりますが、予約者が宿泊税を含めて宿泊料金を支払った場合は、宿泊者からの徴収は不要になります。 予約者が宿泊料金の支払いと併せて宿泊税を支払っていない場合は、宿泊者から徴収します。
137	05_徴収方法	08	他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊しますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求します。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能ですか。	実際の宿泊行為に対して支払いが発生しているので、課税対象となります。キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能です。ただし、宿泊税は実際の宿泊のあった月の翌月に山形市へ納税してください。
138	05_徴収方法	09	ネット予約、無人化施設等における徴収方法はどのように行うのですか。	特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」、「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。 なお、無人化施設等での徴収についても、徴収しやすい方法を選択いただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。 ※先行自治体では、事前決済時に宿泊料金とあわせて徴収する、券売機により徴収する、宿泊施設内に設置した集金BOXを用いて宿泊税を回収するといった事例があると聞いています。
139	05_徴収方法	10	宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。	宿泊税分も事前に決済していただいて問題ございません。なお、当該分の申告納入は、実際に宿泊があった月の翌月に行ってください。
140	05_徴収方法	11	宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にてご負担をお願いします。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
141	05_徴収方法	12	オンライン旅行代理店（OTA）等において宿泊料金と併せて宿泊税相当分の金額を事前決済する場合、宿泊事業者からOTAに支払う手数料の算定上、宿泊税相当分が加算されることとなりますが、この場合の手数料は宿泊事業者の負担ですか。	オンライン旅行代理店等への手数料については、宿泊事業者にご負担いただくことになります。
142	05_徴収方法	13	お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合の対応はどうすればよいですか。お客様がお支払いに納得されず、トラブルになる可能性があります。	宿泊税の周知不足がトラブルの原因として考えられることから、山形市といたしましても、HPや多言語ポスター、リーフレットなどの広報媒体を利用して広報に努めてまいりますので、旅行者の方や、宿泊事業者におかれましても、それらを利用した広報や、予約時、チェックイン時の説明などによる周知に御協力願います。 また、宿泊者とトラブルになるケースとして、OTAで旅行代金を事前決済し、宿泊税を現地精算としているケースにおいて、宿泊者がOTAで宿泊税を含めた旅行代金を支払ったと誤解しているケースが多いと承知しています。 このトラブルを避けるためには、宿泊税は現地精算であることを可能な限り事前決済時に伝えておくことや、OTAで宿泊税を含めて決済をすることが考えられます（ただし、宿泊税を含めて決済する場合の手数料は宿泊施設の負担となります）。 また、それでも宿泊税をお支払いいただけなかった場合、法令では特別徴収義務者である宿泊事業者が宿泊者からお支払いいただけなかった税であっても山形市へ納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。 特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方団体は必要な援助をしなければならないとされており、山形市にご相談いただきながら対応することとなります。
143	05_徴収方法	14	宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。	領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、ご注意ください。 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。 なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。
144	05_徴収方法	15	領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定はありますか。	印字方式について指定はありません。宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
145	05_徴収方法	16	課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。	料金の内訳は、領収書での表示は必須ではありません。なお、税務調査の際にその素泊まり料金が確認できるように、資料等の管理をお願いします。
146	05_徴収方法	17	1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合で、4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4泊分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には1人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。	宿泊人数分の宿泊税額を合計して記載いただいて構いません。また、1人1泊当たりの宿泊税の内訳についても、特段記載いただく必要はありません。ただし、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額、宿泊税額等について、帳簿や書類等に記載の上、それぞれの種類に応じた期間、保存していただく必要があります。
147	05_徴収方法	18	宿泊料金等（宿泊税以外）分の領収書、宿泊税分だけの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。	宿泊料金等（宿泊税以外）分は宿泊料金等（宿泊税以外）分、宿泊税分は宿泊税分として、それぞれ別で領収書を出していただいて問題ございません。
148	05_徴収方法	19	手引き等に掲載されている領収書は例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。	例はあくまで参考ですので、宿泊税の表記や内容に問題がなければ、事業者が作成する任意様式を使用していただいて構いません。
149	05_徴収方法	20	1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合で、仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数の4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。	1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合で、代表者に宿泊人数、宿泊人数に応じた宿泊料金及び宿泊税額をまとめて記載した領収書をお出しいただくことで問題ありません。宿泊者ごとに領収書を出すように要望があった場合は、宿泊者ごとにお出しください。
150	05_徴収方法	21	領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。	名目にかかわらず、旅館業法上の「宿泊」となるかどうかで、課税について判断します。そのため、名目が駐車料金であり、名目どおりにお客様が自分の車に宿泊するための駐車場利用の対価としての料金であれば、課税されません。一方、宿泊事業者が設けた施設に宿泊する場合は、駐車料金という名目であっても、旅館業法上の「宿泊」に該当するため、課税されます。
151	05_徴収方法	22	領収書が不要といわれる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。	領収書が不要といわれる宿泊者には、領収書をお渡しする必要はありません。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
152	05_徴収方法	23	領収書に貼る収入印紙は、宿泊税を含めた額に対してとなるのですか。	領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますので、ご注意ください。 なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。
153	05_徴収方法	24	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。宿泊事業者が説明するときに見えるような広報物がありますか。	宿泊者に宿泊税に対する御理解をいただいた上、円滑に納付していただけるよう、宿泊施設や公共施設等にポスターを掲示するほか、宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのチラシを作成するなど、周知の徹底を図ってまいります。
154	05_徴収方法	25	OTA等サイト掲載の例文は山形市から示されるのですか。また、宿泊税の周知はいつから行えばよいのですか。	OTA等の掲載文については、以下の例をご参考ください。 【例1】 令和9年4月1日より、山形市内の宿泊施設にご宿泊される方に対して、宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）の3%の宿泊税が課税されます。 ご予約いただきました料金とは別に、宿泊税をお支払いいただくことについて、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。 【例2】 山形市では、令和9年4月1日より宿泊税を導入します。プラン代金に宿泊税が含まれますので、ご了承ください。 税額は、宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）の3%です。
155	05_徴収方法	26	ポスター・リーフレットは配布していたのですか。	作成した広告物は、令和8年9月末を目途に宿泊施設に配付しております。 その後、広告物がなくなりましたら、ホームページから印刷していただくか、山形市観光戦略課までお問合せいただければ、郵送いたします。（数に限りがあります。）
156	05_徴収方法	27	宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますか。	仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が山形市に納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第733条の15第3項） このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設のフロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力お願いします。
157	05_徴収方法	28	課税対象者であるにもかかわらず、誤って宿泊税を徴収しなかった場合はどうすればよいのですか。	特別徴収義務者である宿泊事業者が山形市に納入した上で、対象の宿泊者に求償することになります。
158	05_徴収方法	29	入湯税とは別に徴収するということですか。	入湯税と宿泊税は異なる税ですので、それぞれ徴収していただきます。
159	05_徴収方法	30	予約サイトや宿泊施設のシステムの都合により、領収書に宿泊税の名称とその金額を表示できない場合はどうすればよいのですか。	宿泊税の名称及びその金額の領収書への表示をお願いしているのは、国税である消費税の取扱いの中で、領収書等に明瞭に区分されていない税額は消費税の課税標準に含まれると案内されているためです。それを踏まえて、予約サイトとのご相談やシステムの仕様の見直しなど、適切にご対応いただきたいと思います。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答												
160	06_申告納入	01	毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。	特別徴収義務者の方は、毎月月末までに、前月分の宿泊税額について「宿泊税納入申告書」を窓口に出し、郵送等にて山形市市民税課に提出してください。 また、徴収した宿泊税は、「宿泊税納入書」により納入期限までにお近くの金融機関等で納入してください。地方税ポータルシステム（eLTAX）で、電子申告、納入ができるよう検討しております。												
161	06_申告納入	02	宿泊税の申告納入は毎月行う必要がありますか。	原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合、山形市に申請いただくことで、宿泊税を3か月分まとめて申告納入できる納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例を設けています。												
162	06_申告納入	03	申告納入の特例について教えてください。 (1/2)	特別徴収義務者が以下の適用要件を満たす場合は、山形市に「特例承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、下表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。 (特例の承認を受けた場合の申告納入期限) <table><tr><th>宿泊のあった月</th><th>申告納入期限</th><th>宿泊のあった月</th><th>申告納入期限</th></tr><tr><td>3月・4月・5月</td><td>6月末日</td><td>9月・10月・11月</td><td>12月末日</td></tr><tr><td>6月・7月・8月</td><td>9月末日</td><td>12月・1月・2月</td><td>3月末日</td></tr></table> 特例の適用については、申請書受理後、2週間程度を目安に「特例承認（不承認）通知書」を送付します。承認の場合は、通知書に適用開始月を記載しますので、通知内容に従って申告納入してください。承認申請書を提出していても、特例の適用開始月（上記表の「宿泊のあった月」）までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。 例）承認通知書に【令和10年4月宿泊分に係る申告から適用】と記載されている場合 3月宿泊分（4月末申告納入期限）⇒4月末日までに申告納入（原則どおり） 4月宿泊分（5月末申告納入期限）⇒6月末日までに申告納入（特例） 6月末日までに4、5月分（2か月分）を申告納入	宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限	3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日	6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日
宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限													
3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日													
6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日													

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
162	06_申告納入	03	申告納入の特例について教えてください。 (2/2)	(適用要件) ①申請書の提出前12月間(以下「対象期間」という。)の納入すべき宿泊税が宿泊施設ごとに120万円以下であること。 ②申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。 ③過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。 ④対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。 ⑤対象期間において、市税を滞納していないこと。 ⑥特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。 経過措置として、宿泊税の課税開始日より前に営業を開始しており、かつ、営業開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和9年4月1日から1年を経過していなくても、その他の要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。 なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があります。また、「特例承認申請書」を提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「30万円以下」であること等が要件となります。
163	06_申告納入	04	申告納入の特例はいつから適用できるのか。	例1) 導入開始(R9.4.1)前に営業を開始し、導入開始時点で1年経過している。 R9.4月～R9.6月分まで毎月の申告納入 → R9年7月に特例承認の申請をしてR9年7月分から適用開始 → R9年7月～8月分を9月末日までにまとめて申告納入 例2) 導入開始(R9.4.1)前に営業を開始し、導入開始時点では1年経過していない(R9.9月に1年経過) R9.4月～R9.9月分まで毎月の申告納入 → R9年10月に特例承認の申請をしてR9年10月分から適用開始 → R9年10月～11月分を12月末日までにまとめて申告納入 例3) 導入開始(R9.4.1)時点で営業を開始しておらず、R9年7月に営業を開始した場合、特別徴収義務者となる。 R9.7月～R10.6月分まで毎月の申告納入 → R10年7月に特例承認の申請をしてR10年7月分から適用開始 → R10年7月～8月分を9月末日までにまとめて申告納入
164	06_申告納入	05	申告納入の特例の要件である「年間宿泊税納入額が120万円以下」の根拠は何か。	宿泊税の納入を毎月ある程度確保するため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例の要件の対象とする必要があります。小規模事業者支援法の定義によると、宿泊業については従業員数が「20人以下」の場合を小規模事業者と定めております。人口や小規模事業者の従業員数が同規模の先行自治体の事例を参考とし、「120万円」を要件とします。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
165	06_申告納入	06	営業開始から1年が経過していない場合、申告納入期限の特例の適用を受けることはできないのですか。	申告納入期限の特例の適用を受けたい場合は、「特例承認申請書」の提出が必要です。原則として、「申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過している必要」がありますので、この要件を満たしていない場合、特例を受けることができません。ただし、経過措置として、宿泊税の課税開始日より前に営業を開始しており、かつ、営業開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和9年4月1日から1年を経過していなくても、その他の要件を満たしていれば、特例の対象となります。なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があります。また、「特例承認申請書」を提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「30万円以下」であること等が要件です。
166	06_申告納入	07	申告納入期限の特例が取消しになることはありますか。	申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用を取り消すことがあります。なお、特例適用の要件の中に直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円以下であることとしておりますが、例え直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円を上回った場合でも、それ以外の適用要件を満たしている場合には、特例は取り消されません。
167	06_申告納入	08	複数の宿泊施設を経営しているのですが、まとめて申告納入することはできますか。	申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
168	06_申告納入	09	複数の宿泊施設をまとめて申告納入する場合、申告納入期限の特例要件については、宿泊施設ごとに判断しますか。それとも合算して判断しますか。	宿泊施設ごとに判断します。宿泊施設ごとの申告納入すべき宿泊税額が年間120万円を超える場合などは、特例を受けることができませんのであらかじめ、ご承知おきください。
169	06_申告納入	10	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。	簡易宿所の営業許可を受けているのであれば毎月申告が必要になります。なお、営業をしていない時期があれば、「営業休止・再開・廃止届出書」を山形市にご提出ください。 ※ 一定の要件を満たす場合、申請により3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。
170	06_申告納入	11	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月で申告納入するのでしょうか。	宿泊税は、宿泊税を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上する必要があります。例えば、4月30日、5月1日と月をまたぐ連泊となった場合は、4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に分けて計上し申告納入してください。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
171	06_申告納入	12	宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのですか。	宿泊税は、宿泊税を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上されるため、その翌月に申告納入してください。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をお願いします。
172	06_申告納入	13	売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月、それとも入金された月の翌月となるのですか。	宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。
173	06_申告納入	14	売り掛けの場合において、宿泊税の納入期限までに相手方から入金されないときはどうなるのでしょうか。	宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。 ただし、相手方の破産等により宿泊料金及び宿泊税の回収が不能であるなど正当な理由があると認められる場合は、納入義務の免除（既に納入している場合は、相当額の還付）の対象となることがあります。
174	06_申告納入	15	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。	条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して山形市に申告納入していただくことはできません。
175	06_申告納入	16	納入はどこでできますか。	納入書により、山形市の指定した金融機関などで納入できます。 〈山形市指定金融機関等〉 (1) 山形銀行、きらやか銀行、荘内銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、東北労働金庫、七十七銀行、山形農業協同組合、山形市農業協同組合 (2) ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県に所在する店舗） ※納入書（納入申告書を含む。）は、毎年2～3月頃に翌年度分をまとめてお送りする予定です。 また、山形市ホームページにも様式を掲載する予定ですので、予備が不足した場合はダウンロードしてご利用ください。 【電子申告・納税について】 納入書のほか、地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・電子納税の取り扱いを予定しております。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
176	06_申告納入	17	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は特別徴収義務者が負担するのでしょうか。	山形市から送付した納入書を利用して指定金融機関等の窓口で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。ただし、一部の指定金融機関等及び指定金融機関等の以外の窓口では、扱えない場合や、別途手数料がかかることがあります。
177	06_申告納入	18	宿泊税を口座振替で支払うことはできますか。	宿泊税は申告納付となるため、口座振替による納入はできません。
178	06_申告納入	19	電子申告と電子納税は可能ですか。	納入書のほか、地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・電子納税の取り扱いを予定しております。 電子申告・納税の利用が可能となり次第、別途お知らせいたします。 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して手続きするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。 ※地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。
179	06_申告納入	20	ネットバンキングによって宿泊税を納入することは可能ですか。	地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・電子納税の取り扱いを予定しております。eLTAXを利用した申告であれば、納付方法としてインターネットバンキング及びダイレクト納付（事前の届出が必要な口座振替）を選択することができます。
180	06_申告納入	21	営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税もありませんでした。この場合も「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。	宿泊がなかった場合も、宿泊行為がないことも含めて正確に把握する必要があるため、0円と記載された「宿泊税納入申告書」の提出が必要です。宿泊者数が「0人」の場合は、月計表の添付は不要ですが、宿泊者があって、算定の結果、宿泊税が「0円」の場合は、月計表を添付してください。 宿泊行為がない月は、宿泊料金がないことから宿泊税の徴収もないため、納入の手続きは必要ありません。 営業自体を休止し、「営業休止・再開・廃止届出書」を提出している場合は、届出に記載されている休止期間中は「宿泊税納入申告書」の提出は不要です。
181	06_申告納入	22	季節的な関係で全く営業がない期間がある場合、営業がない期間についての申告も必要ですか。	税額が0円の場合も申告は必要となりますが、施設の営業の休止届出（営業休止・再開・廃止届出書）の提出をしていただくと、休止期間中の申告は不要となります。再開時には再度お知らせください。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
182	06_申告納入	23	子どもの添い寝が無料の場合など、宿泊料金が無料の宿泊者数は、納入申告書、月計表の課税対象外の宿泊数に含めるのですか。	課税対象外の宿泊数に含めて申告してください。
183	06_申告納入	24	「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った税額を記載したため、正しい税額よりも過大に納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。	計算誤り等で過大に宿泊税を納入してしまった場合、更正の請求をしていただくことで過大に納めた分の還付を受けることが可能です。更正の請求をする際は、「更正請求書」を提出してください。なお、更正の請求は、原則として納入期限から5年以内です。
184	06_申告納入	25	宿泊税の申告書等の様式はどこで入手できますか。	山形市のホームページにデータを掲載する予定ですので、ダウンロードの上、ご利用願います。 ※データは準備が出来次第、ホームページに掲載いたします。
185	06_申告納入	26	「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」は毎月送られてくるのですか。	「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」については、毎年2・3月頃に翌年度分（1年分）をお送りする予定です。 初年度につきましては、令和9年2・3月頃に、令和9年4月宿泊分（5月申告納入分）から令和10年2月宿泊分（3月申告納入分）までの書類を送付する予定です。発送直前に「地方税ポータルシステム（eLTAX）」で申告納入している場合は、送付しない予定です。
186	06_申告納入	27	郵便等を利用して「宿泊税納入申告書」を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	原則として、市役所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。 ※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は山形市への到達日が申告日となります。
187	06_申告納入	28	営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。	休止・廃止の当該月に宿泊があった場合、休止・廃止があった日から1か月以内に、当該月の始めから休止・廃止までの「宿泊税納入申告書」を提出するとともに、金融機関等で宿泊税を納入する必要があります。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
188	06_申告納入	29	申告書に添付する資料はありますか。	外国大使の任務遂行に係る宿泊の場合の添付書類を除き、資料の提出は不要ですが、山形市宿泊税条例第16条で規定している「帳簿等」の適正な作成・保存をお願いします。 ※山形市宿泊税条例（抜粋） （特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等） 第16条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第13条第1項又は第2項の規定により申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。 (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類を当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。
189	06_申告納入	30	各種申告書等はどこに提出すればよいですか。	宿泊税の各種申告書は下記にご提出ください。 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号（※ 郵送の場合、郵便番号を記入すれば、住所不要です。） 山形市市民税課諸税係 【電子申告・納入について】 納入書のほか、地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・納入の取り扱いを予定しており、利用が可能となり次第、別途お知らせいたします。
190	06_申告納入	31	月計表の課税対象外の記入方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方などの宿泊者数を記入する必要はありますか。	月計表の課税対象外欄には、宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方を記載していただくこととなりますので、添い寝無料の場合など、宿泊施設の取扱いにより宿泊料金がかからなかった宿泊者数、修学旅行生などの課税免除対象者の宿泊者数、宿泊料金などの記入をお願いします。
191	06_申告納入	32	月計表について、当施設で独自の様式を作成しています。記載項目が同様であれば任意の様式でもよいとありますが、同様の項目とはどの程度の想定ですか。	山形市が示している月計表の項目と対応する項目が明らかな様式であれば任意の様式でかまいません。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
192	06_申告納入	33	山形市で宿泊施設を経営していますが、私は山形市外に居住しており、周囲に納入できる金融機関が無いので、宿泊税の納入ができません。どうしたらよいですか。	納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、山形市内に住所等を有する者を納税管理人として定めて申告する必要があります。 納税管理人を定める必要がある場合は、その必要が生じた日から10日以内に「納税管理人申告・承認申請書」を提出してください。 【電子申告・納入について】 納入書のほか、地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・電子納入の取り扱いを予定しており、利用が可能となり次第、別途お知らせいたします。 eLTAXを利用することで、山形市外でも申告納入が可能となりますので、利用を検討ください。
193	06_申告納入	34	山形市で宿泊施設を経営しており、私は山形市外に居住していますが、申告納入は問題なく可能です。それでも納税管理人の選任は必要ですか。	山形市外に居住していても、宿泊税の徴収に支障がなければ納税管理人を選任する必要はありません。 徴収の確保に支障がないとは、例えば納入可能な金融機関が居住地の近隣にある、eLTAXを利用しているなどで市外であっても、申告納入が可能であるほか、電話・電子メール等での連絡が可能で各種申告・届出も可能である場合などが考えられます。 ただし、その場合であっても、納税管理人の選任が不要であることを山形市が認定する必要がありますので、「納税管理人選任免除認定申請書」を提出してください。
194	06_申告納入	35	申告納入後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか。	宿泊税の申告納入後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、再度正しい内容での申告が必要になります。また、減額となった場合については、「更正請求書」の提出をお願いいたします。併せて正しい宿泊料金などを記載した「月計表」も添付してください。
195	06_申告納入	36	納入期限が休日に当たる場合、納入期限はいつになりますか。	休日に当たる場合には、その次の平日が納入期限になります。
196	06_申告納入	37	申告や納入が遅れたらどうなりますか。	納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。納期限までに宿泊税額を納入していただかなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課せられる場合があります。
197	06_申告納入	38	宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合のペナルティなどはあるのでしょうか。	申告納入期限までに宿泊税の申告納入がなかった場合は、原則、本来納入すべき宿泊税額の外に、加算金や延滞金を納めていただく必要が生じます。その他、過少に申告した場合や帳簿等の記載義務違反、調査の拒否などに対して、宿泊税条例や地方税法に基づいた罰則や滞納処分等があります。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
198	07_特別徴収義務者	01	宿泊税における特別徴収制度とはどういったものですか。	宿泊税の納税義務者は課税対象となる宿泊をした宿泊者ですが、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊施設の経営者（宿泊事業者）が宿泊者から宿泊税を徴収し、山形市に申告納入を行う仕組みとしており、この仕組みを特別徴収制度といいます。
199	07_特別徴収義務者	02	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方です。 ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を山形市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。この場合、「実質的経営者である旨の申立書」を提出してください。 また、旅館業法の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも課税対象となる宿泊がある場合は当該施設を営んでいる方が特別徴収義務者となります。
200	07_特別徴収義務者	03	特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。	宿泊者から宿泊税を徴収し、山形市に申告納入していただくほか、各種申請や帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。
201	07_特別徴収義務者	04	宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告（登録）を行っていない宿泊事業者への対応はどうするのですか。	山形市内で宿泊施設を営業している方は、登録（申告）を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。山形市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、その旨を保健所等へ通報した後（特別徴収義務者として仮登録を行うとともに）、特別徴収義務者としての申告及び申告納入を行うよう指導します。 また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合は、正しい税額を納入していただくため、山形市で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課される場合があります。
202	07_特別徴収義務者	05	これから宿泊施設を営営するのですが、どのような手続が必要ですか。	宿泊税に関する手続の概要は、以下のとおりです。 ① 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続（※）を終える。 ② 「特別徴収義務者申告（登録）書」を営業を開始しようとする日の前日までに山形市市民税課に提出する。 ③ 宿泊者から宿泊税を徴収する。 ④ 徴収した宿泊税について、 ・納入申告書を山形市市民税課に提出する。 ・納入書により金融機関の窓口等で納入する。 ⑤ 作成した帳簿・書類を条例で定められた期間保存する。 ※ 旅館業の許可等と並行して「特別徴収義務者申告（登録）書」の提出を行うことも可能です。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
203	07_特別徴収義務者	06	特別徴収義務者としての登録申請や宿泊税の申告納入は、事業者単位で行いますか。それとも宿泊施設単位で行いますか。	申告（登録）は、宿泊施設ごとに提出をお願いします。なお、その後の申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
204	07_特別徴収義務者	07	複数の宿泊施設を経営しています。「特別徴収義務者申告（登録）書」はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。	申告（登録）は、施設ごとに提出をお願いします。なお、その後の申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
205	07_特別徴収義務者	08	同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、申告（登録）書をまとめて提出することはできますか。	申告（登録）は、施設ごとに提出をお願いします。なお、その後の申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
206	07_特別徴収義務者	09	同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者申告（登録）書の提出が必要ですか。	申告（登録）は、施設ごとに提出をお願いします。なお、その後の申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
207	07_特別徴収義務者	10	チェーン展開しているホテルですが、特別徴収義務者申告（登録）書の「特別徴収義務者」欄は本社の情報を記載すればよいですか。また、宿泊税の納入は本社でまとめて行ってもよいですか。	特別徴収義務者は宿泊施設の経営者であるため、本社が経営者に当たるのであれば本社の情報を記載してください。また、申告納入の手続きそのものは本社でまとめて行っていただいてもかまいません。なお、宿泊施設を複数経営している場合の申告納入については、合算申告納入の申請をしていただき、承認を得れば、特別徴収義務者ごとに行うことができます。
208	07_特別徴収義務者	11	旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。	旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者以外の方に委託契約等により全面的に宿泊施設の経営を委託している場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として個別に指定することがあります。「実質的経営者である旨の申立書」の提出をお願いいたします。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
209	07_特別徴収義務者	12	申告（登録）した内容が変更となりました。何か手続きが必要ですか。	「宿泊税特別徴収義務者申告書」の申告事項に変更があった場合は、遅滞なく「宿泊税特別徴収義務者異動届出書」に次の書類を添付し提出してください。 (1) 特別徴収義務者に係る変更の場合（法人の代表者、所在地又は住所の変更等） 法人の場合…履歴全部事項証明書（写し） 個人の場合…住民票（写し） (2) 施設に係る変更の場合（所在地又は名称等） 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写し）又は変更の事実を確認できる書類 (3) その他の変更の場合 変更の内容が確認できる書類 ただし、特別徴収義務者が別人格（吸収合併など）となるような場合は、変更の手続きではなく、従前の特別徴収義務者の経営の廃止及び新たな特別徴収義務者の申告（登録）が必要となる場合もありますので、判断が難しい場合は山形市市民税課までご連絡ください。
210	07_特別徴収義務者	13	宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。	宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、休止の前までに「営業休止・再開・廃止届出書」の提出をお願いします。営業を再開する場合は、再開の前までに再開日を記載した当該届の提出をお願いします（休止の届出の際に休止期間の終期を記載いただき、その後変更がない場合は、再開の届出は不要です。）。
211	07_特別徴収義務者	14	宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。	宿泊施設の営業を廃止した場合、廃止の日から10日以内に廃止日を記載した「営業休止・再開・廃止届出書」の提出をお願いいたします。
212	07_特別徴収義務者	15	「特別徴収義務者申告（登録）書」を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。	「申告書」提出時点で、旅館業法の許可申請中などの事情により、許可証等の写しが提出できない場合は、建物の登記事項証明書（写し）のほか、法人の場合は履歴全部事項証明書（写し）、個人の場合は住民票（写し）を添付いただき、許可等が下り次第、許可証（写し）を提出してください。
213	07_特別徴収義務者	16	「特別徴収義務者申告（登録）書」の提出は、紙、紙、eLTAXのどちらでもよいのでしょうか。	紙による申請又はeLTAXによる電子申請のどちらも可能です。 【電子申告・納入について】 地方税ポータルシステム（eLTAX）（エルタックス）による電子申告・電子納入の取り扱いを予定しております。
214	07_特別徴収義務者	17	「特別徴収義務者申告（登録）書」などの各種書類はどこに提出すればよいのでしょうか。	山形市市民税課諸税係あてに郵送してください（窓口での提出も可能です。）。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
215	07_特別徴収義務者	18	「特別徴収義務者申告（登録）書」を提出した後に、受領書のような物が送られてきますか。	受理通知書を送付します。
216	07_特別徴収義務者	19	宿泊者の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。	山形市宿泊税条例において、「宿泊税納入申告書（月計表）」の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類、保存しておくべき関係書類については、次のとおり定めています。 ・帳簿（申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存） 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額の記載があるもの。なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等） ・書類（当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存） 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、上記の事項が記載されているもの。
217	07_特別徴収義務者	20	帳簿はサーバー上に電子データとして保存してもよいですか。	最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿書類を作成する場合で、所定の要件を満たすときは、電磁的記録をもって、帳簿書類、備付け及び保存に代えることができますので、サーバー上に電子データとして保存しても構いません。 ただし、所定の要件を満たせない場合は、紙で保存していただくこととなります。
218	07_特別徴収義務者	21	宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成する必要はありますか。	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額等の記載事項が網羅されたものであれば、既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。また、複数の帳簿を突き合わせることで、これらの事項が確認できれば、ひとつの帳簿で作成する必要はありません。
219	07_特別徴収義務者	22	宿泊税や宿泊料金については帳簿上、日ごとの合計金額で記載していますが、問題ないでしょうか。	他の資料との組み合わせで記載項目が網羅されていれば問題ありません。
220	07_特別徴収義務者	23	帳簿に記載する宿泊料金とは食事代込みの料金となるのでしょうか。または、食事代を分けて記載する必要があるのでしょうか。	帳簿には、食事代等を除いた税抜き・素泊まりの宿泊料金が分かるように記載してください。なお、1つの帳簿で税抜き・素泊まりの宿泊料金が確認できない場合は、複数の帳簿を組み合わせで宿泊料金が確認できるよう整備してください。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質問	回答
221	07_特別徴収義務者	24	宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。	宿泊税は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。 ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
222	07_特別徴収義務者	25	宿泊約款がない場合はどうすればよいですか。	宿泊の申込み・成立やキャンセルに係る規定が確認できるものを提出してください。そのような規定が全くない場合は、その旨を「申告（登録）書」に書き添えて提出してください。
223	07_特別徴収義務者	26	民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。
224	07_特別徴収義務者	27	宿泊者（納税義務者）や宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納めないと、どうなりますか。罰則はありますか。	次のとおりとなります。 ①宿泊者（納税義務者）が宿泊税を納めない場合 宿泊者（納税義務者）に対し地方税法上の罰則は設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が山形市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に求償するという規定が地方税法に設けられています（地方税法第733条の15第2項、第3項）。 ②宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納付しない場合 地方税法上、罰則が設けられています（地方税法第733条の21第2項等）。特別徴収義務者に課される罰則については、他の市町村税目においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。
225	07_特別徴収義務者	28	自治体からの指定管理者制度で委託を受けているような場合、特別徴収義務者登録をする者については、自治体となりますか、運営側となりますか。	指定管理をされる法人等と自治体で整理をしていただき、旅館業の許可者以外が特別徴収義務者となれる場合は、「実質的経営者である旨の申立書」の提出を行い、特別徴収義務者として指定を受け、特別徴収義務者の申告（登録）を行う手続きを行ってください。
226	07_特別徴収義務者	29	「宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額」とはどのようなものですか。	領収書に表記された総額料金（税、食事代などを含む。）の合計をいいます。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
227	08_特別徴収義務者交付金等	01	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。	事業者支援については、宿泊税の導入に伴い、新たな業務、経費が生じることから、納めていただいた宿泊税納入額の一定割合を交付する「特別徴収義務者交付金」を創設することを検討しております。宿泊税導入に当たりレジスターなどの会計システムを改修するための「レジシステム改修補助金」は、募集を開始しております。これら以外の支援策についても検討してまいります。
228	08_特別徴収義務者交付金等	02	「特別徴収義務者交付金」の制度内容はどのようなものですか。	宿泊税導入に伴い、新たな事務負担・事務経費が生じるため、特別徴収義務者に対し、宿泊税納入額の一定割合を交付する制度の創設を検討しています。
229	08_特別徴収義務者交付金等	03	「レジシステム改修補助金」の制度内容はどのようなものですか。	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステム構築時などに必要な経費に対する補助制度を創設し、募集を開始しております。 経費の考え方については、初期投資に係る経費を想定しており、維持管理に係る費用は対象外です。 補助率：対象経費の10分の10 補助額：1事業所につき上限150万円 ※対象経費が150万円を超える場合は事業者と協議する。

山形市宿泊税に係るQ & A (令和8年9月)

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
230	09_システム改修等支援	01	補助対象となるレジシステム改修の具体的な範囲について教えてください。	宿泊税を導入するにあたり必要となるレジシステムの改修などを想定しています。 例えば、現在システムで管理している項目に宿泊税の項目を追加する改修や、発行する領収書に宿泊税の印字を追加する改修が考えられます。 このほか、宿泊税を管理するためのパソコンの購入なども対象になります。
231	09_システム改修等支援	02	見積書の内訳が不明瞭な場合、具体的にどのような追加資料の提出を求めるのか。	見積書の内訳が一式など不明瞭な場合、例えば、システム改修の内容であれば、各機能の単価や作業時間、使用するソフトウェアの詳細などを記載した資料の提出を求めることがあります。 また、ハードウェア・ソフトウェアの購入に関しても、型番や仕様、数量などを明確にした資料を求めます。
232	09_システム改修等支援	03	同規模の施設における整備事例と比較して「著しく高額」と判断する基準は何か。	「著しく高額」と判断する基準につきましては、個別の申請ごとに、導入するハードウェア・ソフトウェアの種類や台数、あるいは改修の規模などを総合的に勘案し判断いたします。 また、必要に応じて、同規模の施設における類似の改修事例との比較や、複数の業者からの見積もり取得を求めるなどの対応を検討いたします。
233	09_システム改修等支援	04	補助対象外となる経費について、クラウドサービスの月額・年間使用料や保守料はどうなるのか。	補助対象経費は、宿泊税導入に伴い「必要となる」システム改修や構築、ハードウェア・ソフトウェアの購入等に要する初期費用を支援することを目的としております。 クラウドサービスの月額・年間使用料や保守料は、継続的に発生するランニングコストであり、補助金の趣旨とは異なると判断いたします。
234	09_システム改修等支援	05	複数の宿泊施設を経営している場合の手続きはどうなるのか。	経営者が同一で複数施設を経営している場合は、各施設ごとに、改修等の内容、金額がわかるよう内訳書を作成し申請をしていただくことになります。
235	09_システム改修等支援	06	「せっかくだから、まるっきり更新」も全部支援対象となるのか。	宿泊税対応を主目的としないシステム全体の完全入れ替えや、老朽化に伴うハードウェア・ソフトウェアの更新は補助対象外となります。
236	09_システム改修等支援	07	改修費用の実績を、市は（内容が妥当かを）どう確認するのか。	補助金交付申請書および実績報告書の添付書類として提出してもらう「補助対象経費明細書」の突合せを行い、内容に相違ないか確認をいたします。
237	09_システム改修等支援	08	レジシステムの改修は必須ですか。	宿泊税の管理に既存のシステムの標準機能による設定変更で対応できる場合や、管理を紙媒体で行う場合などにおいては必須ではありません。事業者様の事情によりご判断ください。
238	09_システム改修等支援	09	リースは対象となりますか。	リースは対象となりません。

山形市宿泊税に係るQ & A（令和8年9月）

財政部市民税課
商工観光部観光戦略課

No.	区分	Q	質 問	回 答
239	10_その他	01	施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようなになるのか。	振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくことになります。宿泊料金を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。
240	10_その他	02	宿泊税は売り上げに含まれますか。	宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売り上げに含まれません。
241	10_その他	03	宿泊税の課税は消費税との二重課税にならないですか。	二重課税とは、一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。 また、宿泊税の課税対象は宿泊料金に伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。 【参考】不課税取引 消費税の課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引です。これに当たらない取引には消費税はかかりません。これを一般的に不課税取引といいます。 例えば、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに当たります。
242	10_その他	04	入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。	入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体が異なるため、納税者は同一でも二重課税にはなりません。 【入湯税の制度】 ○用途：地方税法第 701 条により、次のような費用に充てられます。 ・環境衛生施設の整備 ・鉱泉源の保護管理施設の整備 ・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 ・観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用 ○納税者：鉱泉浴場（温泉等）の入湯客 ○課税客体：鉱泉浴場への入湯行為